

## 社会福祉法人天昌寺福社会 役員・評議員の報酬並びに費用弁償規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人天昌寺福社会の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で使用者としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。

ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は年間30万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償はこ

れを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬等)

第 6 条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 当法人が常務理事を設置した場合は、常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

ただし、常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第 7 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、第 2 項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(費用弁償)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

- 2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費を支給することができる。
- 3 理事及び評議員には、会議に際しての交通費は支払わない。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人の職務に限り、

この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第11条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 第6条の定めるところの理事長の報酬の支払いは、第11条1項と同様とする

3 非常勤役員及び評議員の報酬及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則

この規程は平成29年6月19日から施行する。

この規程は平成30年6月1日改正

この規程は令和2年6月10日改正

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理 事	5,000 円	
	監 事	5,000 円	
評議員会出席報酬等	評議員	5,000 円	
	理 事	5,000 円	
	監 事	5,000 円	

\*上記の報酬に源泉所得税を加えた額を支給する

別表2（勤務報酬等）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長等業務報酬等（日額）	5,000 円		
理事業務報酬等（日額）	5,000 円		
監事監査指導報酬等（日額）	5,000 円		

\*上記の報酬に源泉所得税を加えた額を支給する

別表3（出張旅費等）

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実費（～20,000 円）	5000～10,000 円	実 費

\*第8条に定めるものの他、実費弁償に当たると認められるものについては、理事長専決により支給する

\*日当は、半日及び県内出張と、県外出張に区分する。